

不祥事根絶アクションプログラム

令和5年5月改訂

埼玉県教育委員会

不祥事根絶アクションプログラムの改訂にあたって

県教育委員会では平成30年7月に、度重なる教職員の不祥事を受け、自ら取り組む不祥事根絶対策を網羅的、体系的に整理した、「不祥事根絶アクションプログラム」を策定しました。

このプログラムに掲げる6つの柱と30の取組に基づき、ここまでの間、各学校や県内市町村教育委員会と連携しながら、様々な取組を進めてきました。

総合教育センターにおける集合研修や各学校における校内研修の実施、新しい取組として、平成31年4月の「教職員コンプライアンス相談ホットライン」の開設、令和3年2月の「不祥事防止研修プログラム」の策定などを行ってまいりました。

教職員の不祥事は、児童生徒・保護者の皆様をはじめ関係する多くの方々を傷つけ、県民の皆様からの本県教育への信頼を失わせるもので、決してあってはならないものです。

しかし、依然として教職員による不祥事が無くならない深刻な状況にあります。

このような状況を受け、現在の「不祥事根絶アクションプログラム」に体系づけた様々な取組の効果や課題をしっかりと分析・認識し、今までにない取組や拡大する取組を含め7つの柱と36の取組で構成する新たな「不祥事根絶アクションプログラム」として改訂しました。

特に、児童生徒等に対する性暴力については、令和4年4月に施行された「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」に基づく取組を新たに盛り込むことといたしました。

今後、これらの取組は定期的かつ適切に効果と課題を把握し、必要に応じて更なる取組も検討してまいります。

また、県民の皆様に対し、県教育委員会を挙げて不祥事の根絶に努めていく決意をメッセージとして発信をしました。

「不祥事根絶アクションプログラム」に掲げた全ての取組は、教育委員会一丸となつて、可能な限り速やかに実施し、不祥事根絶の実現を目指して取り組んでまいります。

県民の皆様へ 不祥事根絶に向けた教育長メッセージ

社会の変化が予測困難な時代において、一人一人の豊かで幸せな人生と、社会の持続的な発展を実現するために、教育の果たす役割はますます大きくなっています。

私たちは、教育に対する県民の皆様の大きな期待に応えていく責務があります。また、教育は、児童生徒、保護者、地域の皆様と、学校との間に深い信頼関係があって初めて成り立つ営みであり、その意味でも、未来を担う子供たちの教育に直接携わる教職員の不祥事は何としてもなくしていかなければなりません。

しかしながら、令和4年度、教職員に対し懲戒処分を行った件数は29件、うち、生徒に対するわいせつ行為による免職処分が3件ありました。

教職員の不祥事は児童生徒の心と体に大きな傷を負わせるとともに、保護者の皆様には大変なご心配をお掛けしております。また、県民の皆様の教育全体に対する信頼を大きく損ねる事態となっていることに、改めて心からお詫びを申し上げます。

私は、教職員一人一人が、「子供たちの未来を育てる」という崇高な使命を担っていること、不祥事は決して他人事ではないこと、この2点を改めて深く自覚することが不祥事根絶には極めて重要であると考えております。

県教育委員会では教職員の不祥事根絶を目指すために、平成30年7月に策定した「不祥事根絶アクションプログラム」に基づき様々な取組を行ってまいりました。

しかしながら、未だ不祥事の根絶に至っていないことから、この内容を見直し、改めて過去の不祥事について、不祥事に至るまでの経過や背景等をしっかりと分析するとともに、「不祥事防止研修プログラム」を活用した教職員の研修など継続した取組をより一層強化してまいります。

特に児童生徒に対する「性暴力」は、児童生徒の尊厳と権利を著しく侵害して、生涯にわたって回復し難い心の傷を与えるもので、決して許されることではありません。このような不祥事が起こることがないように児童生徒に対する性暴力防止の取組を粘り強く進めてまいります。

教職員一人一人が、改めて自分の仕事に対する使命や誇りを再認識し、「不祥事を起こさない」、また、周囲の教職員に「不祥事を起こさせない」、という強い気持ちを持ち、これからの未来を創る子供たちが、自己の可能性を存分に発揮し、社会で活躍できるよう、その成長を支えてまいります。

今後、児童生徒はもとより、保護者をはじめとする県民の皆様からより一層信頼していただけるよう県教育委員会を挙げて不祥事の根絶に努めてまいりますので、引き続き学校教育へのご理解とご協力をお願いいたします。

令和5年5月19日
埼玉県教育委員会教育長

高田直芳

目 次

1	不祥事の分析	1
2	教員養成、採用、人事異動の各段階における不祥事根絶の取組	1
	（1）教員養成の段階における取組	1
	（2）教職員の採用段階における取組	2
	（3）教職員の人事異動での対応の検討	2
3	研修の充実	3
4	学校や教職員に対する支援	4
	（1）管理職等のリスクマネジメントに対する支援	4
	（2）教職員の意識の醸成	5
	（3）校内研修等の支援	6
	（4）地域とともにある学校づくり	6
5	教職員が働きやすい学校づくり	7
	（1）風通しの良い職場づくり	7
	（2）教職員のメンタルヘルス対策	7
	（3）校内体制の整備及び学校における働き方改革の推進	8
6	コンプライアンスの推進及び「懲戒処分の基準」の明確化の検討	8
7	教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律に基づく適切な対応	9
	（1）防止に関する施策の推進	9
	（2）早期発見・対処に関する取組	9
	（3）任命・雇用、免許状	9

1 不祥事の分析

【実績と課題】

過去に発生した不祥事に関しては、不祥事を起こした職員や管理職など関係者の心理状態や不祥事の背景等について、調査・分析し、令和3年2月に策定した「不祥事防止研修プログラム」に反映させてきた。

しかし、不祥事に至るまでの経過や背景等が綿密に分析されておらず、その反省が十分に生かされてこなかった。また、個々の不祥事が教職員特有の職務に関連したものなのか事務的なミスによるものなのか、など、その性質も踏まえ、分析と活用が必要である。

【取組】

No	新規 拡大 継続	主な取組	内 容
1	拡大	過去の不祥事の分析と研修等への反映	これまでに起きた不祥事について、不祥事に至るまでの経過、不祥事を起こした教職員の心理状況、同僚等周囲の認識等を綿密に分析し、不祥事の背景や要因等の分類・整理を進める。また、分析結果をアクションプログラムの各種取組に反映させ、不祥事防止につなげる。

2 教員養成、採用、人事異動の各段階における不祥事根絶の取組

(1) 教員養成の段階における取組

【実績と課題】

教職員として採用する前の教員養成の段階から、教員志望者の倫理観の確立に努めるため、埼玉大学と連携して出前講座の授業案を作成し、その授業案を活用して教員養成大学に対して県職員による出前講座などを実施している。

教員経験の浅い若手教職員による不祥事が毎年一定数あることから、教員養成段階から不祥事防止を意識する取組について、より一層大学と連携する必要がある。

【取組】

No	新規 拡大 継続	主な取組	内 容
2	拡大	教員養成を行っている大学との連携	教員養成を行っている大学に対し、県教育委員会の不祥事防止の取組や不祥事防止出前講座について情報提供し、教員養成に生かしていただくよう働き掛けを行う。教員志望の大学生向けに県職員による不祥事防止に関して授業案等を活用し、出前講座の実施を継続する。
3	継続	彩の国かがやき教師塾における不祥事防止に関する演習の実施	埼玉県の公立小・中学校教員を目指す大学生を対象とした教員養成事業において、不祥事防止に関する演習（ロールプレイングなど）を実施する。

(2) 教職員の採用段階における取組

【実績と課題】

教員採用選考試験においては、筆答試験や面接試験、実技試験、論文試験等を通じて、受験者の教育公務員としての資質・能力の把握に努めている。今後とも受験者を多面的・多角的に評価し、本県教育を担うにふさわしい資質・能力を有する者を採用するため、引き続き教員採用選考試験の工夫・改善を図る必要がある。

また、教職員を採用する際には、その者の経歴等について引き続き十分確認する。採用予定者に対しても不祥事根絶にむけた取組をさらに行う必要がある。

【取組】

No	新規 拡大 継続	主な取組	内 容
4	継続	面接試験における工夫 (面接試験の観察項目)	面接試験の観察項目を整理し、「倫理観」を明示する。面接の際に、教育公務員としての倫理観も含めて受験者を評価する。
5	継続	面接試験における工夫 (民間の面接試験員)	民間の面接試験員として、企業の経営者や人事担当者、PTAの代表、保護司など様々な分野の方を起用する。
6	継続	教職員の採用時における経歴等の確認	教職員を採用する際には、特定免許失効者等に関するデータベースや官報情報検索ツール等を活用し、その者の経歴等について十分に確認する。
7	新規	採用予定者に対する意識の醸成	採用予定者を対象とする「教職員生活スタートサポート」等の中で教職員の不祥事防止に関する講話を行う。

(3) 教職員の人事異動での対応の検討

【実績と課題】

教職員の人事異動については、本県教育の充実や活力の維持を図るため、引き続き適切な人事異動を行う必要がある。

また、管理職選考において不祥事防止の観点を一層重視し、不祥事防止や危機管理に対する強い使命感など新たな観点を加える必要がある。

【取組】

No	新規 拡大 継続	主な取組	内 容
8	継続	適切な人事異動の推進	本県教育の充実や活力を維持するため、適材適所の観点から人事異動を推進する。
9	継続	管理職選考の在り方の検討	管理職選考の在り方について、不祥事防止や危機管理についての強い使命感など新たな観点を取り入れながら検討を継続する。

3 研修の充実

【実績と課題】

不祥事根絶のための研修については、初任者研修を始めとした集合研修及び各所属で行う職場内研修を定期的、継続的に実施している。各職員のキャリア段階に応じた研修の機会を引き続き設ける必要がある。

また、不祥事についてより自分事として捉えることができるよう過去の不祥事の背景等の分析結果（取組 No. 1）を反映させるなど研修内容や手法の工夫に一層取り組む必要がある。

【取組】

No	新規 拡大 継続	主な取組	内 容
10	拡大	各キャリア段階における継続的な不祥事防止研修の機会の検討	不祥事を根絶するために定期的・継続的な研修の実施を推進する。 年次研修や臨時的任用教員研修において実施している研修の内容を充実するほか、各キャリア段階において継続的な不祥事防止研修の機会を検討する。
11	拡大	研修内容や手法の工夫改善	児童生徒に対する体罰や性暴力、横領等の不適切な事務等を防ぐため、「不祥事防止研修プログラム」を活用した研修内容や研修用DVDの活用等手法の工夫改善を図る。 不祥事を起こした教職員の、不祥事に至るまでの経過、心理状況、同僚等周囲の認識等、具体的な実態を校長等へ伝え、不祥事の再発防止の意識を高める。

4 学校や教職員に対する支援

(1) 管理職等のリスクマネジメントに対する支援

【実績と課題】

管理職や管理職候補者を対象としたリスクマネジメント等の取組については、研修の実施とともに、リスクマネジメントに関する取組例を各所属に情報提供することや、チェックリストの活用など様々な支援を行ってきた。

不祥事を未然に防止するためには、過去の不祥事の背景等の分析結果（取組 No. 1）を各種取組に反映させるなど管理職等のリスクマネジメントに関する資質や能力を一層向上させる必要がある。

【取組】

No	新規 拡大 継続	主な取組	内 容
12	継続	管理職や管理職候補者に対する研修の実施	管理職や管理職候補者を対象に、学校現場で起こりうる不祥事を題材とした研修に加え、不祥事が起きた時の初動対応に関する研修を実施する。
13	拡大	管理職のリスクマネジメントに関する資質や能力の向上	管理職に対して、リスクマネジメントに関する研修を行うとともに取組例について情報提供するなど未然防止に取り組む。
14	拡大	管理職向けのチェックリストの活用	管理職向けのチェックリストを定期的に見直し、活用を図る。
15	継続	人事担当職員等の訪問による支援	県立学校においては、人事担当職員や拠点校参与が全ての学校を訪問し、不祥事の未然防止のための支援を行う。 市町村立小中学校においては、市町村教育委員会と連携して、人事担当職員が全ての学校を訪問し、不祥事の未然防止のための支援を行う。

(2) 教職員の意識の醸成

【実績と課題】

不祥事根絶に対する強いメッセージを発信するほか、各学校の工夫により実施している取組を他の学校に情報提供するなど行ってきた。引き続き、教職員一人一人に対して、不祥事を起こしてはならないという意識を醸成する取組を行う必要がある。

また、自らの仕事に対する使命感や誇りが不祥事防止に関係すると考えられることから、教職員一人一人がその使命感や誇りを持って職務遂行ができるような取組が必要である。

【取組】

No	新規 拡大 継続	主な取組	内 容
16	拡大	ビデオメッセージ等による訴えかけ	ビデオメッセージ（動画）、「県教委だより」、SNS や各種会議などあらゆる手法を活用し、直接、不祥事根絶を訴えかける。
17	拡大	不祥事根絶に関する取組事例等の情報提供	各所属が実施している取組事例を所属に対して情報提供する。 教職員の使命感や誇りを意識しつづけることができる取組を検討、実施し、誇りと気概を持って職務に励むことができるよう教職員を支えていく。
18	拡大	嗜癖に起因する不祥事の未然防止の支援	専門機関が作成している自己チェックシートなど嗜癖に関する情報を「不祥事防止研修プログラム」や「不祥事根絶ポータルサイト」に掲載し、情報提供を図る。

(3) 校内研修等の支援

【実績と課題】

各学校では、不祥事根絶に向けて、定期的な研修を中心に様々な取組を実施している。

今後より一層、学校の取組を支援していくため、「不祥事根絶ポータルサイト」の運用・周知を継続するとともに、教職員一人一人が、自己及び周囲の職員が起こしうる不祥事を自分事として捉えることができるよう、過去の不祥事の背景等の分析結果（取組 No. 1）を反映させるなど、「不祥事防止研修プログラム」等の充実を図る必要がある。

【取組】

No	新規 拡大 継続	主な取組	内 容
19	継続	「不祥事根絶ポータルサイト」の運用	「不祥事防止研修プログラム」や教育長メッセージなど、不祥事根絶の取組に関する情報を掲載した「不祥事根絶ポータルサイト」を運用する。
20	継続	研修資料の充実	様々な教職員事故について、不祥事に至るまでの経過やその背景を分析するとともに内容別の傾向などを「不祥事防止研修プログラム」に反映することで内容をさらに充実させ、校内研修等において活用できるように提供する。

(4) 地域とともにある学校づくり

【実績と課題】

教職員だけでなく保護者や地域住民などが連携、協働して学校運営を行うことは、学校の教育力の向上につながるだけでなく、地域の多くの目を学校に向けることができ、不祥事の抑止にもつながることから、地域とともにある学校づくりを引き続き推進していく必要がある。

【取組】

No	新規 拡大 継続	主な取組	内 容
21	継続	地域とともにある学校づくりの推進に関する取組等の充実	学校応援団、放課後子供教室などの地域学校協働活動を充実させるとともに、コミュニティ・スクールの導入を推進し、地域とともにある学校づくりを推進する。

5 教職員が働きやすい学校づくり

(1) 風通しの良い職場づくり

【実績と課題】

不祥事を起こさせない職場づくりに関する取組事例等について情報提供を行うとともに倫理確立委員会の活用を促進し、各学校を支援してきた。引き続き不祥事を起こさせない職場づくりを推進するため、学校を支援していく必要がある。

また、経験の浅い教職員への育成、助言などを促していく。

【取組】

No	新規 拡大 継続	主な取組	内 容
22	継続	風通しの良い職場づくりに関する取組事例等の情報提供	不祥事を起こさせない職場づくりの取組事例等を学校に提供する。
23	継続	倫理確立委員会の活用の促進	教職員からのSOSを受け止めるため、学校内の相談窓口として、倫理確立委員会の積極的な活用を促進する。
24	継続	経験の浅い教職員に対する指導育成	会議等を通じて、管理職や経験豊かな教職員が初任者や人事異動により転入してきた経験の浅い教職員（臨時的任用者を含む）を指導育成及び助言するよう促していく。

(2) 教職員のメンタルヘルス対策

【実績と課題】

教職員のメンタルヘルス対策として、精神科医や保健師による健康相談を実施している。また、ストレスチェックの集団分析結果の活用として、職場環境改善研修会の実施や職場環境改善のための学校訪問を実施している。

悩みやストレス等が判断力や自制心の低下をもたらし、不祥事の遠因となる場合がある。引き続き教職員の悩みやストレスの軽減を図る取組を行っていく必要がある。

【取組】

No	新規 拡大 継続	主な取組	内 容
25	継続	専門家などによる支援	公立学校共済組合と連携し、精神科医や保健師による健康相談など、様々な相談窓口により、教職員やその家族からの相談に対応する。
26	継続	ストレスチェックの集団分析結果の活用	教育局及び県立学校に対し、福利課保健師の派遣や研修会の実施、学校における職場環境改善の取組を集めた事例集を更新・提供することで、学校における職場環境改善の取組を支援する。 市町村教育委員会が労働安全衛生法の趣旨に則り適切に対応できるよう情報提供を行っていく。

(3) 校内体制の整備及び学校における働き方改革の推進

【実績と課題】

教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）や部活動指導員の配置を行うなど、教職員の負担軽減を図っている。

心身の疲労の蓄積が判断力や自制心の低下をもたらし、不祥事の遠因となる場合があることから、引き続き教職員の負担軽減につながる校内体制の整備を通じて、心身の健康を図る取組を行っていく必要がある。

【取組】

No	新規 拡大 継続	主な取組	内 容
27	継続	教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置	教員の事務を補助する教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）を配置する市町村を支援し、小・中学校の教員が子供と向き合う時間を確保する。
28	継続	部活動指導員の配置拡大の検討	外部人材による部活動指導員の配置拡大について検討する。

6 コンプライアンスの推進及び「懲戒処分の基準」の明確化の検討

【実績と課題】

不祥事の未然防止を図るため、平成31年4月に教育局内に「教職員コンプライアンス相談ホットライン」を設置し、教職員による不適切な行為や違法行為についての相談を受け付けており、相談件数は年々増加している。引き続き相談を受け付け、相談内容に応じ、必要な調査・対応を行い、コンプライアンスの推進を図る必要がある。

また、現行の「懲戒処分の基準」について規定内容の明確化を引き続き検討する。

【取組】

No	新規 拡大 継続	主な取組	内 容
29	継続	コンプライアンス推進のための担当窓口の運用	教育局内に、「教職員コンプライアンス相談ホットライン」を設置し、教職員による不適切な行為や違法行為についての相談を受け付け、内容に応じて調査・対応するなど、コンプライアンスの推進を図る。
30	継続	「懲戒処分の基準」の明確化	「懲戒処分の基準」について、規定内容の明確化を検討する。

7 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律に基づく適切な対応

同法は、教育職員等による児童生徒性暴力等が児童生徒等の権利を著しく侵害し、児童生徒等に対し生涯にわたって回復し難い心理的外傷その他の心身に対する重大な影響を与えることに鑑み、児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的として、令和4年4月1日に施行された。法及び文部科学省作成の指針に基づき以下の取組を行っていく。

(1) 防止に関する施策の推進

【取組】

No	新規 拡大 継続	主な取組	内 容
31	新規	教育職員等に対する啓発の促進	児童生徒等の人権、特性（教員-児童生徒間の権力関係（そもそも被害に気付かない、発覚が遅れるなどの特性））等に関する理解を深めるための研修及び啓発を実施する。
32	新規	教育職員の養成課程を履修する学生の理解促進	教育実習の機会を捉え、児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための啓発を推進する。
33	新規	児童生徒等に対する啓発等の促進	児童生徒等が性暴力の被害を予防でき、また、被害を受けた場合は自ら誰かに助けを求められるなど適切に対応できるように児童生徒向け啓発リーフレットの配布や「生命（いのち）の安全教育」の教材等を活用した指導を推進する。

(2) 早期発見・対処に関する取組

【取組】

No	新規 拡大 継続	主な取組	内 容
34	新規	児童生徒等及び教職員等に対する定期的な調査及び通報相談窓口の設置	県立学校において、教育職員等による児童生徒性暴力等を早期に発見するため、児童生徒等及び教職員等に対する定期的な調査の実施や通報相談窓口の適切な運用を図る。市町村教育委員会が法の趣旨に則り適切に対応できるよう情報提供を行っていく。
35	新規	児童生徒性暴力等の事実があると思われるときの措置	教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針（文部科学省）に基づき適切に対応する。併せて県立学校については教職員による児童生徒性暴力の早期発見対処ガイドライン（県教育委員会）に基づき適切に対応する。

(3) 任命・雇用、免許状

【取組】

No	新規 拡大 継続	主な取組	内 容
36	新規	任命・雇用、免許状に関する対応	特定免許状失効者等に関するデータベースへの記録やその活用のほか、教育職員免許状再授与審査会への対応を図る。

